

応援消費ロゴマークを活用した消費喚起PR業務 仕様書

1 委託業務名

応援消費ロゴマークを活用した消費喚起PR業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本業務は、令和6年能登半島地震後に実施してきた「能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト※（以下、「応援消費プロジェクト」という。）」と県事業と連携させてより多くのマスメディアに認知してもらい、消費者に対する情報提供を切れ目なく行うことで災害の風化を防ぎ、県内外の消費者による応援消費活動に繋げる。

※「応援消費プロジェクト」については

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-ouen.html>

3 業務期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 委託金額

8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、5（1）③に規定する業務は1,000千円までを目安とする。

5 業務内容

（1）本業務では、以下の内容を行うこと。

① データ制作業務

ア 県からの指示に基づき、応援消費ロゴマークデータに必要な加工・修正を行うこと。また、インバウンド対応のため、ロゴマーク記載の文言を英語等へ修正を行うこと。その際に単純に英訳等するのではなく、標記内容についても県と協議すること。（納品するロゴマークのデータは、Adobe Illustrator、PNG、JPEG形式など、印刷・加工に適した形式のものとする。）

イ ③で使用する広告媒体に出稿するため、令和5年度以前に作成した素材（PR画像・動画）や本業務を通じて作成した素材に必要なサイズ変更、形式変換等の加工を行うこと。

ウ 応援消費プロジェクトや本事業をPRする汎用性の高いチラシデータの作成

② 応援消費の機運醸成・消費促進に向けた施策の実施

ア 全国や海外で、石川県に注目が集まるタイミングなどを踏まえ、パブリシティ活動も含めた効果的なPR施策を計画・実施すること。

イ 応援消費プロジェクト（賛同・協力）企業の周知など、実際の消費を促すことが

できるよう、効果的なPR施策を計画・実施すること。

※プレスリリースについては、県が持つ「PR TIMES」アカウントを使用可能

③ 広告媒体への出稿

出稿を行う媒体については、県と協議のうえ決定することとする。

④ 応援消費おねがいプロジェクトに関する効果測定

手法は問わないが、ロゴマーク掲示による経済効果の算出、広告費用への換算など、数値で表すことができるものとする。

⑤ その他

上記①～④の条件によらず、本事業の目的達成に向けた効果的なPR企画をオプションとして提案することを可とする。

なお、オプション企画の提案の際には、実施にあたっての目安の金額を記載すること。

(2) 業務実施状況の報告

本業務の実施状況及びそれを受けた今後の業務実施の方針・改善提案を適期（最低でも月に1度とする）に県へ報告すること。

(3) 運営

(1)(2)における運営、管理、その他本業務に係る付帯業務及び経費の支払

6 業務執行体制

・正副少なくとも2人を担当者とする。

・上記担当者は、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、事業内容や進捗状況について、石川県戦略広報課（以下、「戦略広報課」という。）と十分な協議の上、密に連携して行うこととする。

・業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、事務局と協議の上、決定するものとする。

7 成果品

(1) 業務完了報告書

完了した全体事業の概要、効果測定等取りまとめ、報告すること。

本事業の実施内容を記載した実績報告書を2部作成することとし、用紙は日本工業規格とする。なお、A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月31日（月）

8 その他

(1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権は石川県に帰属する。

- (2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。
- (3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。
- (4) PR資材の製作等については、県と受託者が協議して変更する場合があります。
- (5) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (6) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (7) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議するものとする。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。